（負債の部の区分）

第二十七条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～チ　（略）

（削る。）

リ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

ニ　（略）

（繰延税金資産等の表示）

第三十四条　（削る。）

繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として外部出資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（資産の部の区分） **第百十条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる資産　流動資産 イ～チ　（略） （削る。） リ　（略） 二・三　（略）	（資産の部の区分） **第百十条**　（略） 2　（略） 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる資産　流動資産 イ～チ　（略） リ　次に掲げる繰延税金資産 (1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの ヌ　（略） 二・三　（略）

（負債の部の区分）

第二十七条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～チ　（略）

リ　次に掲げる繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの

ヌ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは外部出資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの

ニ　（略）

（繰延税金資産等の表示）

第三十四条　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。